石岡市地域福祉計画

<概要版>

お互いを思いやり支えあう ずっと住み続けたいまち いしおか

(平成29年度~平成33年度)



石岡市

石岡市地域福祉計画は、石岡市役所の下記の場所でも閲覧できるほか、石岡市の ホームページでも閲覧できます。

●閲覧場所:石岡市役所(社会福祉課) 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 八郷総合支所(市民窓口課) 茨城県石岡市柿岡 5680番地1 石岡市ホームページアドレス http://www.city.ishioka.lg.jp/

"地域福祉"ってなんだろう?

地域にはさまざまな人が暮らしています

○私たちの住む石岡市には、高齢者や赤ちゃん、 子ども、学生、働く人、体の不自由な人、外国籍の 人などさまざまな人が、家族とともにまたはひとり 暮らしといったそれぞれの生活スタイルで、いろい ろな要望や考えを持ちながら暮らしています。

地域の人のつながりが希薄に…

〇そんな中、核家族化や少子高齢社会への移行、働き方の変化などとともに、「おたがいさま」のような気づかいや、ちょっとした頼みごと・困りごとの相談を気軽にできるような、家庭や地域で助けあい、支えあう関係が薄れてきています。

行政だけでは支えきれない課題

〇一方で、虐待や孤独死、自殺、ホームレス、ひきこもり、生活の困窮の問題や、いつ起きるかわからない災害など、住民生活の大きな課題でありながら、行政だけでは対応しきれない課題も出てきています。

▼不安や願い、困りごともさまざまです

「ボランティアをやってみたいけど…」 「災害時に支えあえるだろうか」 「引っ越してきたばかりで不安」



「子育ての仲間はいらっしゃるかしら」 「普段から集まれる場所がほしいね」 「困ってる人を見かけるけど どうしたらいいのかな」

これらの解決のためには…?

地域の様々な力を組み合わせて対応することが大切です

このように、地域に暮らす**すべての人**が住み慣れた地域で **安心して幸せに**暮らせるように、**互いに助けあっていく**こと、これが「地域福祉」です。

地域福祉の計画とは?

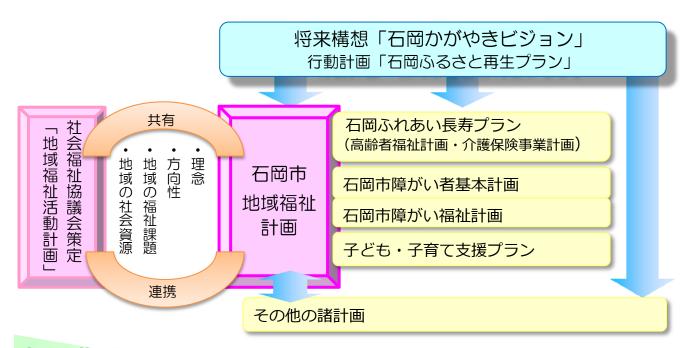
これまでの経緯と計画の目的

市では、平成 24 年に、地域で暮らすすべての人が、住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるように、住民やボランティア、保健・医療関係者、事業者、市などが一体となり協力しあって「地域福祉」を進めるため、社会福祉法第 107 条に基づき「石岡市地域福祉計画・石岡市地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画では平成 28 年度を目標年度としており、また、生活困窮者等の新たな課題への対応を進めるため、今回新たに計画を策定したものです。今回の策定においては、社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」については個別に策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、市の将来構想である「石岡かがやきビジョン」や「石岡ふるさと再生プラン」のもと、福祉に関わる他の計画を横断的につなげ、地域福祉の理念や仕組みをつくっています。 地域福祉の分野では、この計画とは別に社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。ともに地域福祉の推進を目指すものであり、理念や方向性、住民の皆さんが抱える課題などを共有し連携していきます。



計画の期間

この計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの5か年計画です。変化する社会情勢や、 関連する他の個別計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

計画の策定に向けて

- 〇市民アンケート調査: 地域の生活課題の把握や必要とされるサービス,提供されているサービスを点検し、参考とするため、市民 2,000 人を対象に実施しました。
- 〇地域福祉計画策定委員会:学識経験者,保健・医療関係者,福祉関係団体の代表者,公募による市民代表,民生委員・児童委員などで構成し、審議を行いました。
- 〇ワーキングチーム会議 : 庁内関係各課の代表者で組織し, 計画策定に向けた連携と協議を 行いました。

・・・・・・ 計画の体系

基本理念

基本目標

1 互いを尊重し笑顔と思いやりのある地域をつくります。 自立した生活を支える地域をつくります。 健康で活気のある地域をつくります。 安心して暮らせる地域をつくります

施策の展開

第1節 「社会力育て」

~人と人とのつながりを創ります。~

- (1) 子どもと住民の社会力育て
 - ① 学校などでの社会力育成教育を進めます。
 - ② 地域住民の福祉意識を高めます。
- (2) 福祉に関わる人材の育成
 - ① 地域に貢献する人材を育てます。
 - ② 住民のボランティア意識を高めます。

第2節 「組織づくり」

~連携とネットワークを強めます。~

- (1) 地域福祉を支える団体間の連携と協働
 - ① 福祉関係機関の連携を図ります。
 - ② 地域交流の場を提供することに努めます。
- (2) 住民主体による地域を支えるネットワークづくり
 - ① 地域住民の交流と協働を進めます。
 - ② ボランティア団体の活動を支援します。

第3節 「体制づくり」

~住民と行政の協働を進めます。~

- (1) 地域福祉向上のための協働の推進
 - ① 安全で安心な生活ができる地域づくりを進めます。
 - ② 災害時の支援体制の確立に努めます。
- (2)情報の発信と相談事業の強化
 - ① 情報の提供を充実します。
 - ② 各種相談事業を充実します。

第4節 「計画の担い手と役割」

- ~それぞれの特性を活かします。~
- (1) 地域での活動への支援
 - ① 役割分担を明確にします。
 - ② 社会資源の見直しと活用を図ります。
- (2) 福祉サービスの促進と強化
 - ① 福祉サービスの充実に努めます。
 - ② 生活困窮者に向けた対策を進めます。



石岡市民憲章

わたしたちは, ふるさとを誇り, 活力と生きがいに満ちた平和なまちをつくるため, ここに市民憲章を定めます。

- 1 力を合わせ、みんなが集まる魅力あるまちをつくります。
- 1 きまりを守り、安全で安心して暮らせるまちをつくります。
- 1 互いを尊重し、笑顔と思いやりのあるまちをつくります。
- 1 色彩豊かな自然を生かし、きれいで快適なまちをつくります。
- 1 歴史と伝統に学び、文化を育むまちをつくります。
- 1 情熱をもって仕事にはげみ、夢と希望あふれるまちをつくります。



『 お互いを思いやり支えあう ずっと住み続けたいまち いしおか 』

【計画の実現に向けた指標を設定しました】

計画の実現に向け、施策の展開ごとに指標を設定し、これらの達成を目指して施策の実施に取り組みます。目標年度はそれぞれ平成33年度です。

第1節 「社会力育て」 ~人と人とのつながりを創ります。~

① 地域の人との普段のつながりが強い人の割合

目標値 30.0%以上

- …次回計画策定のための市民アンケートで、地域の人とのつながりについて「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声を掛け合ったりしている」、「困っているときに相談したり助けあったりしている」、「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」のいずれかを回答した人
- ② 地域の人との普段の付き合いで『満足している』人の割合 目標値 90.0%以上
- …次回計画策定の市民アンケートで、地域の人との普段の付き合いに「満足している」、「ほぼ満足している」と回答した人
- ③ 各種福祉体験学習の参加者数

目標値 200 人以上

…福祉体験学習にはインスタントシニア、車いす、ブラインドウォーク、手話、点字などがあります。

第2節 「組織づくり」 ~連携とネットワークを強めます。~

① 民生委員・児童委員の活動内容を知っている人の割合

目標値 50.0%以上

- …次回計画策定のための市民アンケートで、地域の民生委員・児童委員を知っていると回答した人
- ② 地域活動に「参加していない」人の割合

目標値 40.0%以下

- …次回計画策定の市民アンケートで地域活動の参加について「参加していない」と回答した人
- ③ 地域の住民が参加するイベントの参加者数

目標値 10,000 人以上

…平成33年度の「ふれあい活動交流会」、「いきいきミニサロン」、「石岡ボランティアまつり」、「地域福祉を考える集い」への参加者数

第3節 「体制づくり」 ~住民と行政の協働を進めます。~

①「在宅災害時要援護者避難支援登録制度」の内容まで知っている人の割合 目標値 30.0%以上

…次回計画策定のための市民アンケートで、「在宅災害時要援護者避難支援登録制度」について「制度名も活動の内容も知っている」と 回答した人

② 福祉・保健サービスや相談体制の満足度の上昇

目標値 50.0%以上

- …次回計画策定の市民アンケートで、福祉・保健サービスや相談体制の満足度について「満足している」,「ほぼ満足している」 と回答した人
- ③ 防災や防犯の情報を得る方法についての満足度

目標値 50.0%以上

…次回計画策定の市民アンケートで,防犯や防災の情報を得ることについて「十分得られる状況だ」,「特に問題は感じない」と 回答した人

第4節 「計画の担い手と役割」 ~それぞれの特性を活かします。~

① 「地域福祉計画」の内容まで知っている人の割合

目標値 30.0%以上

- …次回計画策定のための市民アンケートで,「地域福祉計画」について「計画も活動の内容も知っている」と回答した人
- ②「石岡市社会福祉協議会」の活動内容まで知っている人の割合 目標値 50.0%以上
- …次回計画策定の市民アンケートで、「石岡市社会福祉協議会」について「名前も活動の内容も知っている」と回答した人
- ③「生活困窮者自立支援制度」の内容まで知っている人の割合 目標値 30.0%以上
- …次回計画策定の市民アンケートで、「生活困窮者自立支援制度」について「制度名も活動の内容も知っている」と回答した人

市の主な取り組み

市では、計画の実現と指標の達成に向けて、以下のような主な取り組みを進めて参ります。(詳細な取り組みについては計画書をご覧ください)

第1節 「社会力育て」 ~人と人とのつながりを創ります。~

- (1) 子どもと住民の社会力育て
 - 子どもから大人まで参加できる講座や事業の実施
 - 地域で支えあう意識を高めるための事業の実施
- (2) 福祉に関わる人材の育成
 - 地域で活動するリーダーや地域福祉の担い手としての人材の発掘と育成
 - ボランティア養成事業の支援,「まちづくり出前講座」の充実

第2節 「組織づくり」 ~連携とネットワークを強めます。~

- (1) 地域福祉を支える団体間の連携と協働
 - 福祉関係各機関との協力関係の強化、保健・医療・福祉関係機関との連携と協働
 - 交流の場づくりと活動の促進, つどえる場所の確保をめざした公共施設の活用
- (2) 住民主体による地域を支えるネットワークづくり
 - 住民が気軽に参加できる交流会や催しの開催や、団体同士の交流の機会の設定
 - 若い世代がボランティアに参加しやすい環境づくり

第3節 「体制づくり」 ~住民と行政の協働を進めます。~

- (1) 地域福祉向上のための協働の推進
 - 年齢や障害の有無にかかわらず安全に過ごすことのできる公園等の整備
 - それぞれの状況にあった避難場所の確保や、情報伝達の多様な手段の確保
- (2)情報の発信と相談事業の強化
 - 住民への分かりやすい地域の情報提供や、専門用語の使用についての合理的配慮
 - 気軽に相談できる場と機会の確保や、様々な専門相談の場の確保

第4節 「計画の担い手と役割」 ~それぞれの特性を活かします。~

- (1)地域での活動への支援
 - 社会福祉協議会への活動支援や、活動内容の周知
 - ○「歴史の里いしおか市民講師」制度など人や施設などの社会資源の発掘と活用
- (2) 福祉サービスの促進と強化
 - ○「成年後見制度」についての周知と制度利用の促進
 - ○「自立相談支援事業」,「住宅確保給付金」等の実施

市民の皆さんの取り組み

市民の皆さんも、地域の主役として、様々な取り組みを行って参りましょう。

第1節 「社会力育て」~人と人とのつながりを創ります。~

- ○介護予防教室や栄養管理などの学習会に参加して,健康の 保持に努めます。
- ○地域の福祉に関心を持ち,自分の知識や経験を生かしつつ, できることから活動に参加していきます。
- ○区・町内会・自治会に積極的に加入し、活動に参加します。
- ○民生委員・児童委員の活動について理解します。

第2節 「組織づくり」~連携とネットワークを強めます。~

- ○近隣で福祉サービスを必要とする人がいれば関係機関に連 絡します。
- ○隣近所に新しい住民が引越してきたら,地域の行事を教えるなど,声かけをするようにします。
- ○ご近所の家で郵便物が溜まっていないか,電灯がつきっぱ なしになっていないか気にかけます。
- ○ボランティア活動に参加します。



- ○関係機関や団体と連携を図り連絡のできる関係を日ごろか らつくり、地域の安全を守るよう努めます。
- 〇必要な人に,在宅災害時要援護者避難支援台帳の仕組みを 知らせ,登録を勧めます。
- ○民生委員・児童委員と区・町内会・自治会が連携し、情報 を共有し、地域とのつながりを図ります。
- ○困ったときに身近で相談できる人や場をつくります。

第4節 「計画の担い手と役割」~それぞれの特性を活かします。~

- ○社会福祉協議会の活動資金となる会費や共同募金に協力します。
- ○人や施設などの社会資源を活用し、地域住民が気軽に集まれる場所を確保します。
- ○よりよいサービスを行うため,利用者の目でサービスを見 直し,必要に応じて,行政へ意見提案をしていきます。
- ○サロン活動などの各事業に積極的に参加し,助けあえる関係を築きます。





地域の考え方

地域福祉を進めるうえで、住民の皆さまが連携して活動をしている範囲を母体としてとらえることが大切です。

回覧板やゴミの集積所については部(班)や区・町内会・自治会が対象範囲であり、福祉関係団体については中学校区や市全体が対象範囲となり、生涯学習の推進については、石岡地区は4地区公民館区、八郷地区は8地区公民館区が対象範囲となり、その関わりにより地域の対象範囲は変わります。

そこで、この計画で盛り込まれた施策を実施するにあたっては、福祉サービスを利用する人が日常生活を送るのに必要とする範囲、あるいは、施策に基づき行政などが各種事業を展開する活動範囲を地域福祉の対象地域としてとらえることとしました。

市内の主な施設



石岡市地域福祉計画 (概要版) 平成 29 年 3 月

発行 ◆茨城県石岡市 保健福祉部 社会福祉課

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 TEL:0299-23-1111代 FAX:0299-27-5835

E-mail: shafuku@citv.ishioka.lg.ip